

北海道立文書館との連携展示

「世界史の中の北海道」

外務省における「明治一五〇年」施策のひとつとして、平成三〇（二〇一八）年七月二四日から八月二三日まで、北海道立文書館において、北海道立文書館（以下、「道立文書館」とする。）と外交史料館による共催展示会を開催した。

これは、明治一五〇年を記念しただけでなく、「北海道」が命名された明治二（一八六九）年から一五〇年目であることから、「明治一五〇年」と「北海道一五〇年」の両方を冠した企画である。時代が「明治」となり「北海道」と命名された頃の前後、世界の動きに関係して北海道で起きていた事象を、歴史資料をもとに浮かび上がらせる主旨の企画となった。



展示において、外交史料館からは、樺太千島交換条約など、北海道の歴史にゆかりのある条約書などの貴重史料を出陳した。これらの史料原本が北海道で

展示されるのは初めてのことであった。

期間中、約一万九〇〇〇人の来場者を得て、大いに盛況であった。また、来場者へのアンケート（任意記入）でも概ね好評を得た。開催場所が札幌中心部の観光地ということもあり、海外からの来場者の割合が高いことが特徴的であった。

一 開催までの経緯

連携展示開催については、「公文書等の管理に関する法律」（平成二一年法律第六六号。以下、「公文書管理法」とする。）に基づく「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」において、展示会の開催等の取組を通じて、国民が歴史公文書等に触れる機会を数多く用意することで国民の歴史公文書等への関心を高めることが重要であるとされている。

ガイドラインの趣旨に鑑み、外務省の特定歴史公文書等を扱う施設として指定を受けている外交史料館は、公文書管理法の施行以後、国立公文書館及び宮内庁宮内公文書館との連携展示「近代国家日本の登



会場内の様子

場「公文書にみる明治―」（平成二五年度）、埼玉県立文書館との共催展示「地図アラカルト」（平成二五年度）、茨城県立歴史館との共催展示「日本外交のあゆみ」（平成二七年度）、国立公文書館・デンマーク国立公文書館との共催展示「日本とデンマーク 文書でたどる交流の歴史」（平成二九年度）を実施してきた。

これらに引き続き企画として連携先を求めていたところ、文書の普及・啓発活動に力を入れている道立文書館が、北海道庁旧本庁舎の赤れんが庁舎という観光地としての魅力もあることから、相手先として申し分なく、当初より優先度の高い候補となっていた。そして、平成三〇年度に至って同館との連携が実現したわけであるが、開催に至るまでには時間をかけた調整を行った。以下はその概略である。

（一）平成二七年度

最初に、平成二七年度に館員が札幌に出張し、将来の連携展示開催を打診した。外交史料館の史料を数点移送して道立文書館で展示するイメージを考えていたところ、同館の企画展示は平成二六年から始め

たばかりの新しい試みであるとのことで、貴重史料を陳列するために環境面、設備面の課題点をクリアする必要があることが判明した。具体的には、展示ケースの密閉性を確保して温湿度整備と安全を万全とすること、展示室の警備体制を確保すること、といった諸条件を整える猶予が必要であり、平成二八年度の開催は困難との感触であった。また、三一年度以降は赤れんが庁舎が耐震工事に入るため、多数の来場者が見込める展示会を開催するチャンスは平成二九年度または三〇年度ということであった。よって、当時の協議では平成二九年度または三〇年度は三〇年度の連携展示開催を目標に、引き続き共同しての検討を進めることになった。

その後、道立文書館側より、平成三〇年が「北海道一五〇年」であることからこれを冠した展示企画にしてはどうかとの提案があったため、外交史料館としてもそれに応じる方向で検討を進めた。

（二）平成二八年度

続いて、翌二八年度にも館員が道立文書館に赴き、以下の諸事項について具体的な協議を行った。

① 連携展示の冠

外交史料館より、本展示はもとと二〇一八年の北海道一五〇年記念企画として進めてきたものであるが、同年は明治一五〇年にもあたり、政府としてこれを記念した事業を推進しようとしていること絡めて、政府の明治一五〇年事業としても登録申請し、北海道一五〇年



道立文書館の入る道庁旧本庁舎赤れんが庁舎

と明治一五〇年の両方のタイトルを冠することにつき理解と協力を求めた。これに対し後日、そのように道立文書館としての意志決定をする方向で検討したいとの感触が得られた。

② 展示のテーマと時期

道立文書館より、展示のテーマは幕末から明治初～中期を対象とした「北海道に関する対外関係」のようなものを想定しているとの考えが示された。外交史料館からは、北海道に関係の深い条約書として樺太千島交換条約、日露講和条約（ポーツマス条約）を提示したこともあり、展示内容はポーツマス条約をひとつの山場あるいは目玉として持つてくるのが良いとの意見が出された。こうして大枠について合意が得られ、具体的な展示構成については道立文書館側で一案を考え、外交史

料館に提示することとなった。

開催時期について、道立文書館の入る北海道庁旧本庁舎の赤れんが庁舎は観光スポットとして知られているため、夏場は特に観光客も多く、入場無料ならば相当の入場者数が見込めるということであり、平成三〇年夏季の開催を第一候補として進めていくこととなった。

③ 展示史料の管理方針

夏場に開催する場合、史料の保存面では、展示中の温湿度管理（とりわけ湿度）に万全を期すため、密閉性の高いケースを確保できるかが鍵となった。道立文書館は「北海道一五〇年」や「明治一五〇年」の冠をつけるからには大々的に展示したく、できれば条約書の原本を中心に据えて目玉にしたという意向であったため、そうした管理面のハードルをいかに克服するかが課題であった。外交史料館としても是非これに応じたいと考えつつ、関東圏以外の施設との連携展示は初の試みであり、北海道に原本を輸送することも初めてとなることから、条約書の原本を長距離運搬するために種々模索するところがあった。

(三) 平成二九年度以降

共催館（開催場所）、展示会のコンセプト、開催期間が決定した経緯は以上のとおりである。

開催に至るまでの過程で、外務省が推進する明治一五〇年施策の一つとして、内閣官房の「明治一五〇年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議（平成二九年九月二二日の第二回会議）において、他の取り組みとともに、本展示計画について報告した。

○「明治一五〇年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議（第二回）

https://www.kantei.go.jp/singi/meiji150/archive_renrakukaigi/dai2/gjitsidai.html

なお、陳列等の詳細についての具体的な調整は平成三〇年に入って



当館からの展示史料

から進めた。当館の展示史料候補として樺太千島交換条約批准書、日露講和条約(ポーツマス条約)調印書の各原本、および日米修好通商条約のレプリカを確定した。その後、タイトルとして道立文書館の提案になる「世界史の中の北海道」を採用した。そのように要所要所で連絡をとって調整し、開催までの準備を整えていった。

そして、展示会開催の約二週間前から広報を開始し、七月二二日から二四日の三日間で一挙に展示ケースの設置、展示史料の搬入、会場の設営を行った。

二 開催中の状況

開催中は盛夏ということもあり、とりわけ湿度に気を配った。北海道とはいえ外気の湿度は七〇%を超える時間帯もあり、道立文書館において展示ケース内の環境を毎日モニタリングしていただいた。幸いにも気密性の高いケースを確保できたことから、展示史料の管理環境は一定を維持することができ、問題なく展示期間をこなす

ことができた。

三 展示の内容について

内容の紹介に替えて、本連携展示の展示解説(目録)を抜粋し、以下の通り掲載する。なお、史料の画像を含めた同解説書の全体が道立文書館ホームページにも掲載されている。また、外交史料館ホームページ内のコンテンツ「過去の特別展示・企画展示一覧」でも紹介している。

○北海道立文書館HP「企画展」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/gyouji/tokubetsuten/kikakuten.htm>

○外交史料館HP「過去の特別展示・企画展示一覧」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archive.html#section3>

- 1 松前より「遠い」ところで
- トピック1:アイヌについて
- 2 箱館開港、外国人との交流
- 3 開拓使設置と北海道命名

4 国境をめぐる

●トピック2…屯田兵について

5 開拓と官営事業

6 外交史料館コーナー

7 「その後」のこと／おわりに

1 松前より「遠い」ところで

江戸時代、まだ「蝦夷地」と呼ばれていた北海道には松前藩がありました。しかし、町や村は道南の一部に限って置かれ、「松前地」などと呼ばれていました。松前地を除いた部分は、全体と同じく蝦夷地と呼ばれ、アイヌの人たちが住んでいました。蝦夷地とは、「異民族の住む地」というような意味です。松前藩の経済は、アイヌとの交易や蝦夷地の資源を独占することで成り立っていたため、松前藩は蝦夷地全体を支配範囲と認識しながら、アイヌ以外の人が松前地と蝦夷地を往来するのを厳しく制限し、ことさらに異民族の住む「異域」であるという位置づけもしていました。

しかし、東ヨーロッパに本拠をもつロシアが、勢力拡大の一環としてシベリアを東進し、一七世紀には太平洋に到達、一八世紀後半以降樺太（サハリン）や千島列島、北海道周辺に頻繁に姿を見せるようになります、事情が変わります。欧米諸国の間では、国家は明確な境界線をもち、その内側の土地と住民を排他的に支配するものとされており、ロシアも、進出した土地の先住民を支配し税を課すなどして、自国の

国民に組み込んでいきました。そしてそれは千島のアイヌにも及ぼうとしていました。

そのため、幕府や松前藩は蝦夷地を「異域」、アイヌを異民族としてはおくことはできなくなりました。

●トピック1…アイヌについて

鎌倉時代頃、擦文・オホーツク文化の影響を受けたアイヌ文化が成立しました。その担い手がアイヌ民族で、生活の舞台は北海道をはじめ、東北、樺太（サハリン）、千島に及んでいました。「アイヌ」とはアイヌ語で「人間」という意味です。

アイヌは狩猟、漁労、採集生活を基本としつつ、アイヌ同士や周辺の他の民族と、さかんに交易活動を行っていました。日本の漆器や刀剣などはアイヌの儀式の祭器として重要な位置を占め、日用の米・酒なども交易で手に入れていました。日本へは干鮭、熊胆、鹿皮、ラッコ皮、鷹羽、アツシ（樹皮衣）、樺太経由で山丹の蝦夷錦などが入ってきました。こうした交易活動により、アイヌの社会・文化は時代により、地域によりさまざまな変容を見せました。

しかし、江戸時代の初め頃に松前藩が成立し、藩が対アイヌ交易の独占権を得たことで、アイヌの自由な交易は規制を受けるようになりました。こうした中起きたシャクシャインの戦い（一七世紀中頃）はアイヌの側の敗北に終わり、松前藩によるアイヌ支配が進むこととなります。さらに豊富な水産資源や木材資源に目をつけた松前藩は、漁

場や山林の経営を商人に請け負わせ（場所請負制度）、請負商人は生産力向上のためアイヌを雇用、使役するようになりました。アイヌの立場は交易相手から漁場などでの労働者へと変質させられ、アイヌは松前藩や請負商人に従属していくこととなりました。

明治になると新政府は、北海道における統治を強化し、アイヌを日本国民として位置づけようとしました。戸籍法公布にともないアイヌは日本の戸籍に編入され、日本風の名前がつけられ、学校では日本語が教えられました。また、開拓のためアイヌの居住地を制限したり、川での鮭漁、毒矢を用いた仕掛弓、耳環や入墨、熊送りなどアイヌの伝統的な習慣や風俗は禁止されました。

2 箱館開港、外国人との交流

箱館（函館）は、嘉永七年（一八五四年）の日米和親条約締結により、下田とともに食糧等を補給するための寄港地として開港されることとなりました。さらに、安政五年（一八五八年）に米・蘭・露・英・仏の五カ国と結ばれた修好通商条約では、箱館を含む五港は貿易の拠点と位置づけられました。

嘉永七年にペリーが箱館に来た時には外国人を恐れ女性や子どもを隠した人々も、開港後諸国の船舶の往来が増えるにつれ、外国人と交流するようになりました。

時にあつれきが生じることもありましたが、異文化との接触は欧米の生活様式や習慣、先進的な技術に触れる機会となりました。

3 開拓使設置と北海道命名

明治二年（一八六九年）七月、蝦夷地の開拓を担当させるため、政府は「開拓使」を設置しました。

同年八月、政府は蝦夷地に「北海道」という名称を付け、一一か国八六郡を置きました。北海道が日本の領土であることを、改めて内外に宣言したのです。その中には千島国五郡も含まれていましたが、日露両国民の雑居状態だった樺太には国郡名を付けるに至りませんでした。

この頃の北海道の最重要課題は統治を強化することでした。そのためには定住者を増やす必要があり、道路の整備や、農業をはじめとする諸産業をさかんにすることが急務となりました。

4 国境をめぐる

江戸時代末期、ロシアはプチャーチンを日本に派遣し、国交と国境の画定を求めてきました。

日露間の国境については、双方が、ウルップ島と択捉島の間を国境と考えていました。しかし、樺太（サハリン）については、日本は北緯五〇度以南を自国領だと主張し、ロシアは島内に国境を設けたいと主張しました。

日露和親条約（日魯通好条約）では、両国の国境はウルップ島と択捉島の間と決まりましたが、樺太については、引き続き両国民が居住

することとなりました（雑居）。しばしば事件も起きましたが、協力し合うような状況も見られました。

明治維新後も、樺太は日露間で国境を設けない状態が続いていました。

ロシアが兵士や受刑者を組織的に移住させてきたのに対し、日本の移民はなかなか定着しませんでした。黒田清隆らは、北海道の開拓に全力をあげ、樺太は放棄すべきという意見を表明しました。

一方、ロシアもこの地域で日本との間に問題を抱えるのは得策ではないと考えていました。

両者の利害が一致した結果、一八七五年、樺太千島交換条約が結ばれ、日本は、千島列島をロシアから譲り受け、代わりに樺太を放棄することとなりました。

●トピック2・・・屯田兵について

開拓次官黒田清隆は北海道の統治を強化する必要があると考え、屯田兵の設置を立案して認められました。

屯田兵は、防衛と治安維持と開拓推進のため北海道に配置された兵士で、兵士となる人は家族ぐるみで移住しました。普段は軍事訓練のかたわら家族とともに農業に従事しましたが、有事には兵士の役割を果たすことが求められる、西南戦争や日清戦争、日露戦争に動員されました。

当初は失職した士族（元武士）を救済する狙いもあったこの制度で、主に東北地方出身の人々が応募し移住しました。後に士族以外も募集対象となり、初期には札幌・室蘭・根室など防衛上重要な地域に置かれた兵村（屯田兵と家族が居住した村）は、徐々に全道に拡大されていきました。

制度廃止まで三七兵村が形成され、七三三七戸の屯田兵とその家族が移住し、北海道の開拓に重要な役割を果たしました。

5 開拓と官営事業

開拓使はアメリカ人ケプロンをはじめとする外国人を雇い、彼らは農業や工業、鉄道敷設、地質鉱物調査、教育などさまざまな分野で北海道開拓に指導的な役割を果たしました。

また、開拓使は海外に留学生を派遣したり、西洋式の教育を行う札幌農学校を設置するなど西洋に通用する人材の育成にも力を入れました。

開拓使は生活必需品の自給に加え、輸出品の製造をめざして、農水産物加工や木工品製作などを行う官営工場を建てました。これらの工場で作られた製品は、世界市場へのデビューを視野に諸外国の博覧会にも積極的に出品されました。

6 外交史料館コーナー

(一) 日米修好通商条約(レプリカ)

安政五年六月一九日(一八五八年七月二九日)、日本側全権の井上清直、岩瀬忠震とアメリカ総領事ハリスとの間で調印されました。アメリカ公使の江戸駐在、江戸・大坂の開市、神奈川(横浜)などの開港、自由貿易、片務的領事裁判の承認、日本の関税を条約で定めること(「関税自主権の喪失」)等が規定されました。幕府はアメリカに続き、イギリス、フランス、ロシア、オランダとも同様の条約を結びました(安政の五か国条約)。

(二) 樺太千島交換条約(批准書)

日露間の国境画定交渉は、明治五年(一八七二年)五月より開始されました。当初、副島種臣外務卿が交渉にあたりましたが、副島が征韓論争で下野したため、榎本武揚が駐ロシア公使に任命され、交渉が続けられました。

その結果、明治八年(一八七五年)五月七日、日本側全権榎本、ロシア側全権ゴルチャコフ外務大臣により本条約が調印されました。これにより、日本は千島列島(シムシウ島からウルップ島までの一八の島々)をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄しました。

(三) 日露講和条約(調印書)

明治三十八年(一九〇五年)九月五日、日本側全権小村寿太郎外務大臣、ロシア側全権ウイッテ前大蔵大臣らとの間で日露講和条約(ポーツマス条約)が調印されました。その結果、ロシアは韓国における日

本の指導権を承認し、旅順・大連の租借権、長春以南の鉄道・付属利権を日本に譲渡し、南樺太を割譲しました。これにより日本は朝鮮を勢力下に置くことになり、翌年には、満州に半官半民の南満州鉄道株式会社(満鉄)を設立しました。

(四) 条約書について(調印書と批准書)

条約とは、文書の形でなされる国家間の法的な約束です。条約が結ぶ際は、国が選任した全権代表によって交渉が行われ、条約文の内容が確定した時、調印書が作成されます。各代表は調印書に署名(調印)を行います。

調印書の内容に国が同意表明する方法の一つが批准です。条約の内容について、国内で審議され、議会や元首の同意や承認がなされると批准書が作成されます。そして、締約相手国とその批准書を交換したり、国際機関に批准書を寄託したりすることによって、条約は国際的に正式に確認され、効力が発生します。

批准書は国の同意表明を示すものであるため、国ごとに異なったデザインで作成されており、元首等の署名や国璽(こくじ/国家の印章)が見られます。欧米のものには、「蠟缶(ろうかん)」が付属しているものもあります。

(五) 蠟缶(ろうかん)

条約書批准書につながっている金属の缶を蠟缶といいます。蠟缶には蜜蝋(ミツバチの巣から搾取した蝋)が入っており、その上には国璽が押されています。この国璽によって、当該国家が同条約を認証し

たこととなります。金属の缶は蠟に押された国璽を保管するためのもので、その蓋には国璽と同紋様が付されていることが多く、条約書からつながる紐は蠟缶を貫通し、その先端が総状の飾りとなっています。

7「その後」のこと／おわりに

「箱館開港、外国人との交流」その後

箱館（函館）は、日本の中でも早い時期に開港場、貿易港となった街です。

幕末の開港に伴い、当初は長崎の出島のような外国人居留地が計画・造成されましたが、実際には外国人は市中に居住することになりました。外国公館や教会などが元町地区に建てられ、現在の異国情緒豊かな街並みを生み出すきっかけとなりました。

また、西洋文化の影響を受け、いち早く洋食店や写真館などが開業しました。

函館は天然の良港で古くから本州との玄関口であり、また、樺太・千島方面での漁業・商業活動の拠点でもありました。後には北洋漁業の基地として、あるいは青函連絡船のターミナルとして、経済的な重要度を増していきました。

しばしば大火に見舞われましたが、そのたびに復興を遂げ、和洋混交の独特な街並みが形成されました。

こうした街並みが人気を呼び、国内外を問わず多くの観光客が訪れています。

「国境をめぐる」その後

樺太千島交換条約と日露講和条約（ポーツマス条約）により、千島列島と北緯五〇度以南の樺太は、長らく日本の領土でした。

しかし、第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約（昭和二十六年（一九五一年））により、日本は、千島列島と北緯五〇度以南の樺太を放棄することとなりました。

ただし、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）は千島列島に含まれないというのが、日本政府の立場です。

日本政府は、北方領土問題の解決に取り組む中で、昭和三九年から、元島民による四島にある親族の墓地への訪問（北方墓参）を、平成四年（一九九二年）から、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的とした四島交流を、また平成一一年からは元島民及びその家族による北方領土への最大限に簡素化されたいわゆる自由訪問をそれぞれ行ってきました。

北海道本島は地理的に近く、元島民の人数も多いことから、これらの活動に深く関わっています。

また、サハリン（樺太）については、早くから墓参、親善スポーツ交流、学術交流、経済交流、医療交流、日本語指導教員の派遣など、さまざまな交流をしてきました。

そして平成一〇年には、北海道とサハリン州の間で、友好・経済協力に関する提携議定書が調印されています。

「開拓と官営事業」その後

開拓使時代に西洋の技術や農機具、作物などを導入して進められた農業・牧畜は北海道に根付いていき、北海道は農業王国のイメージが定着してきました。

また、北海道では西洋式の大規模農法によって、長い時間をかけて本州とは異なった独特の農村景観が形成されてきました。その景観が人々を魅了し、多くの観光客が北海道を訪れるようになりました。現在では、国内のみならず海外からの観光客も増えています。

一方、開拓使時代には多くの官営事業が試みられましたが、民間に引き継がれるなどしてそのまま継続しているものは、ビールなど一部にとどまっています。

しかし、官営事業にルーツをもっていなくても、清酒、澱粉、水産物や農産物の缶詰、練乳、麻製品、ハッカ油、てん菜糖などの加工工業が北海道内の各地で行われており、近年では、開拓使時代に試みられたワインやハム・ベーコン、チーズなどの製造が再び注目されています。

おわりに

時代が明治に変わり、「北海道」と命名された頃の前後に、北海道は世界の動きに関係して何が起こっていたのか、少しでもその姿をイ

メージしていただけたでしょうか。

北海道立文書館や外務省外交史料館には、今回ご紹介した幕末・明治期だけではなく、まだまだ多くの歴史資料が所蔵されています。

そして両館とも、今の感覚で歴史的な資料だと思えるものだけでなく、将来歴史資料となるであろう文書等を、現在進行形で収集し、保存しています。

これらの資料は、過去を知り、未来へのヒントを見いだすことができます。知的資源であり、広くみなさまにご利用いただきたいと思います。

ぜひ北海道立文書館、外交史料館に足を運んでみてください。

平成三〇年七月

北海道立文書館

外務省外交史料館

(文責 濱田)